



# 第4章 第5期計画の基本的な考え方

## 1. 基本目標と基本理念

人生の先人として社会の発展に寄与されてきた高齢者が、人としての尊厳とその意思が尊重され、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちをめざすために、第1期計画策定当初から「ともに支え育てる豊かな高齢社会の実現」を基本目標として掲げ、「高齢者の尊厳の確保」「高齢者の自立支援」「市民参画の地域福祉」の3つの基本理念のもと、高齢者全体の福祉向上に資するよう、施策を展開してきました。

本計画においても、この基本目標および基本理念を継承しつつ、本年度（平成23年度）よりスタートした第5次総計や「第2次八尾市地域福祉計画」がめざす「誰もが安全で安心して住み続けることができるまちづくり」の実現に向け、高齢者保健福祉および介護保険分野の各施策を計画的に進めていきます。

### 基本目標

## ともに支え育てる豊かな高齢社会の実現

### 基本理念

#### 1 高齢者の尊厳の確保

高齢者が介護を必要とする状態になっても、人としての尊厳と生きがいを持って住み慣れた地域で、その人らしい生涯を送ることができるような社会をめざします。

#### 2 高齢者の自立支援

生きがいを持ってできる限り自分の力で生活できるような活力ある高齢社会の実現に向けて、自助、共助、公助のバランスを適正に図りつつ、高齢者の意思や希望を尊重し、必要となる保健・医療・福祉サービスなどを総合的に提供することにより、高齢者の生活の自立に向けて地域で支え合える体制をめざします。

#### 3 市民参画の地域福祉

社会的な見守りのなかで、高齢者の安心した暮らしを確保できるよう、市民の参画を求め、ともに支え合う地域福祉をめざします。

## 2. 計画をとりまく動向

### (1) 八尾市第5次総合計画の推進

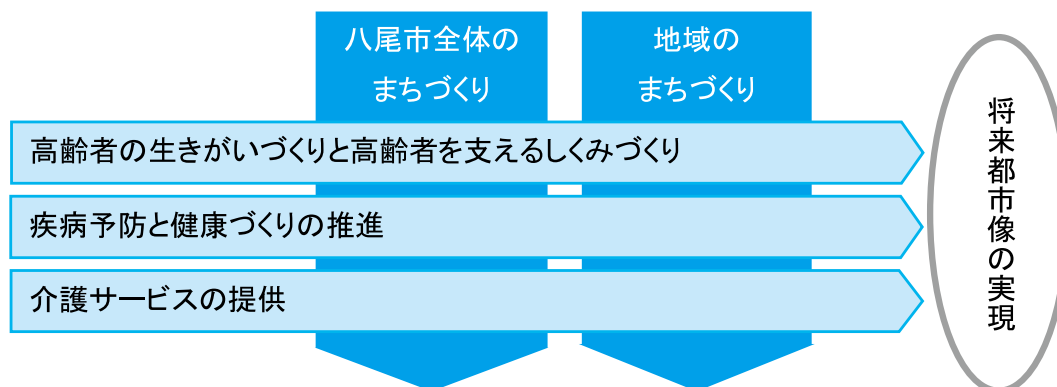
「第1章 第5期計画の概要」のとおり、本市では、平成23年度からの10年間を計画期間とする第5次総計に掲げるまちづくりの目標の1つである「誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくり」の実現に向けて、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の取り組みを進めていきます。

第5次総計では、「八尾市全体のまちづくり」と「地域のまちづくり」の両方の視点によりまちづくりを進めていくこととしています。特に、「地域のまちづくり」では、各学校区（小学校区を基本とし、地域の活動の状況に応じては中学校区）を基本的な単位として、まちづくりを進めていくこととしています。

本計画に関連する施策として、「高齢者の生きがいきづくりと高齢者を支えるしくみづくり」では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができることをめざして、在宅生活支援を基本に、生きがいきづくりや健康づくりに向けた支援、見守り・相談体制の充実、認知症対策等を推進していきます。

「疾病予防と健康づくりの推進」では、高齢者を含むすべての市民が健康でいきいきと暮らせるまちの実現をめざして、市民主体の健康づくりや健康診査の受診意識の向上を図っていきます。

「介護サービスの提供」では、介護保険制度を適正に運用するとともに、制度に関する情報提供や相談体制の充実をはじめ、介護サービスの質の向上を図っていきます。



## (2) 第2次八尾市地域福祉計画の推進

平成20年度から平成24年度までを計画期間とする「第2次八尾市地域福祉計画」では、地域福祉の取り組みは、自ら取り組むこととともに、「地域に住む人の多様な考え方、存在を認めあい、お互いの基本的人権を尊重しながら共に生き、共に進めていくこと」が重要であるとの立場から、『だれもが夢を持ち、共に創る福祉のまち』を基本理念として掲げています。そして、「一人ひとりの夢づくり」「福祉のまちづくり」を支える考え方として、「自助（市民の一人ひとりの取り組み）」「共助（地域の取り組み）」「公助（行政の取り組み）」を掲げ、計画を進めています。

## (3) 地域包括ケアの推進

「地域包括ケア」の推進にあたっては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、在宅生活支援を基本とし、おおむね30分程度で駆けつけることができる中学校区を圏域として捉え、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供していくことが求められています。本市では、この考え方にもとづき、第3期計画から平成26年度末を目標時期と定め、中長期的な視点で各種取り組みを行ってまいりましたが、国の方針において、引き続き重要な考え方として位置づけられています。

一方、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、自然という大きな力の前には、我々人間はいかに無力であるかということ強く認識させられました。このような大規模な災害が発生した際の避難の援助やその後の被災者のケアについては、行政の力だけで行うことは難しく、地域で支え合う力、すなわち人と人との“絆”が有事の際のセーフティネットとして大きな役割を果たすといえます。

この“絆”が各地域で結ばれていくよう、本市においても、これまでの「地域包括ケア」の考え方を継承しつつ、平常時より地域全体で高齢者を守るという意識が育まれるようなまちづくりをめざしていく必要があります。

### 3. 重点方針

基本目標の実現に向けて、第2章における高齢者を取り巻く状況、第3章で整理した課題の解決および前項で示した計画をとりまく動向を踏まえ、本計画では下記のとおり重点方針を設定します。

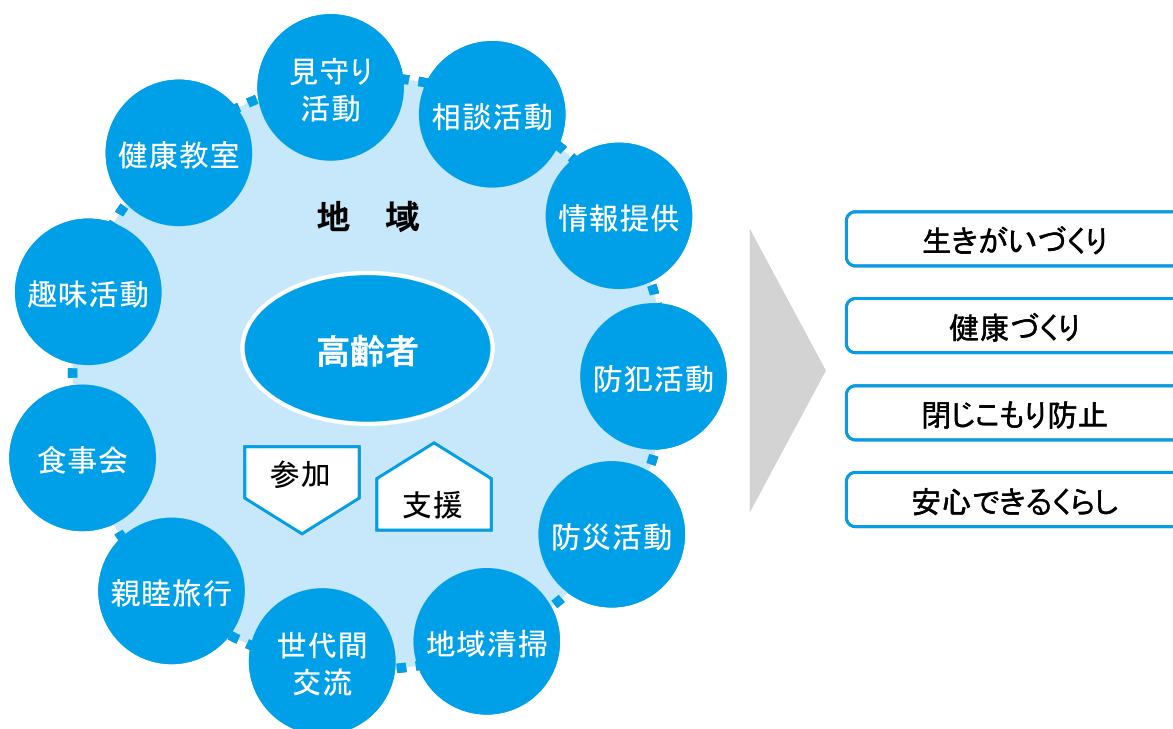
#### (1) 地域のみんで支える高齢者

市内のそれぞれの地域では、地区福祉委員会や自治振興委員会をはじめ、さまざまな地域活動が活発に展開されています。また、さまざまなテーマに沿って、ボランティアやNPOなどのいわゆるテーマ型組織も活発に活動しています。これらの活動では高齢者が中心的な役割を担っている場合も多く、八尾のまちづくりを力強く支えています。

一方で、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の閉じこもりや孤立化が社会的な問題となっており、行政からの支援や見守りの目が届かず、不安な日々を過ごされている高齢者が存在するのも現実です。

このような課題をはじめ、一人ひとりの高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも元気に暮らし続けていくために何が必要かを考えるとき、行政の支援もちろん大切ですが、上記の地域活動やテーマ型組織の活動をはじめとする“地域の力”がこれまでも増して必要とされているといえます。

高齢者が地域で温かく見守られ、地域で開催される行事や活動等への参加を通じて活力ある日々を送ることができるように、地域のみんが高齢者を支えるまちづくりをめざした仕組みづくりに力を注いでいきます。

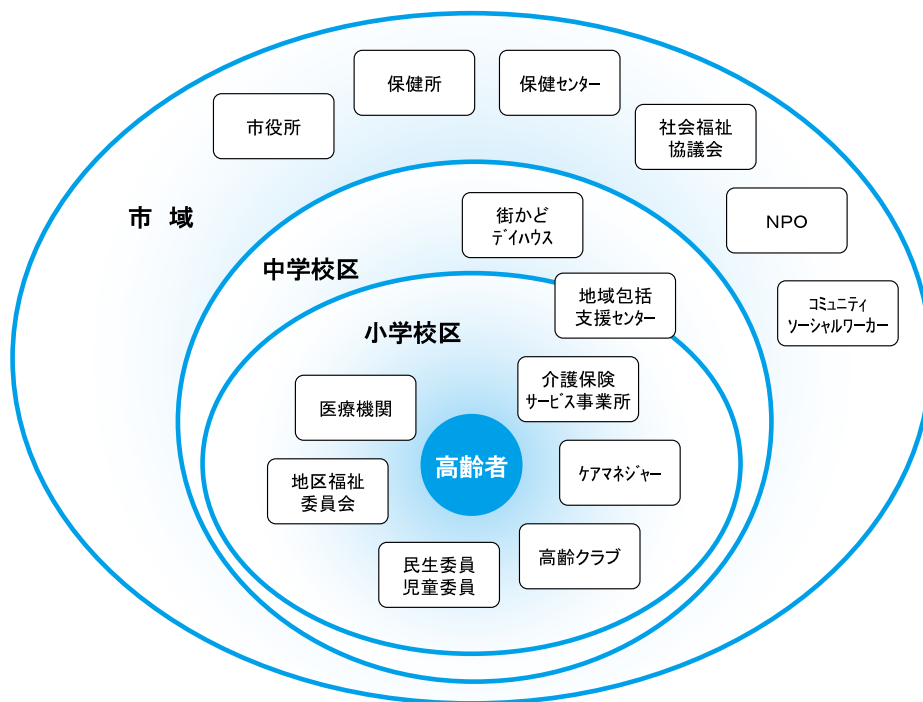


## (2) 身近な地域の視点による施策展開

高齢者福祉の推進にあたり、介護サービスや各種福祉サービスの提供については、八尾市全体を視野に入れた展開を図ってきました。

一方、地域の特性やバランスの考慮が必要な施策の展開については、これまでは3つの中学校区を1つの圏域とし、5つの圏域から構成される「日常生活圏域」を基本的な視点にその展開を図ってきました。本計画では、第5次総計に示された「地域のまちづくり」の考え方にもとづき、学校区（小学校を基本とし、施策の内容や地域の活動状況に応じては中学校区）を基本的な視点に、これらを束ねたものが日常生活圏域という視点で地域を捉えていきます。

このことにより、市民にとってより身近な地域の実情を考慮した施策の展開を図るとともに、各学校区において、地域包括支援センターや小地域ネットワーク活動をはじめとする高齢者を支援するスタッフが身近に存在する環境づくりに努めます。



## (3) 在宅生活支援の充実

本市では、これまでも高齢者の在宅生活支援に力を注いできたところですが、計画に先立ち実施した実態調査の結果からも、在宅での暮らしを望んでいる高齢者が最も多いということが分かります。また、第5次総計においては、「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らし続けることができる」ことを、高齢者の福祉施策の基本的な考え方としています。

これらのことと地域包括ケアの考え方にもとづき、本計画においても、引き続き在宅生活支援の充実を図っていきます。

## 4. 計画の体系

本計画では、ここまでの整理を踏まえ、「ともに支え育てる豊かな高齢社会の実現」という基本目標に「地域包括ケアの実現をめざして」という副次目標を加えるとともに、第5次総計における施策体系を基本に次の7つの基本施策を設定し、目標の実現に向けて効率的に計画を進めていきます。

### 基本目標

ともに支え育てる豊かな高齢社会の実現  
～地域包括ケアの実現をめざして～

#### 重点方針

地域みんなで支える高齢者

身近な地域の視点による施策展開

在宅生活支援の充実

基本施策	基本施策の方向
1. 高齢者の生きがいづくり	(1) 高齢者の社会参加の促進
2. 高齢者の健康づくり	(1) 生活習慣病の予防と介護予防の推進 (2) 地域における自主的な介護予防の取り組みの推進
3. 在宅生活支援	(1) 多様な生活支援サービスの推進 (2) 医療と介護の連携強化 (3) 安心して住むことができる住まいの充実
4. 地域における見守りネットワークと相談体制の充実	(1) 地域における見守り体制の強化 (2) 災害時における高齢者支援体制の充実 (3) 地域包括支援センターの機能の充実 (4) 地域ケア会議の充実
5. 高齢者の権利擁護	(1) 高齢者の虐待防止に向けた取り組みの強化 (2) 権利擁護のための取り組みの充実 (3) 個人情報の適切な利用
6. 認知症対策の充実	(1) 相談窓口の充実と専門機関との連携強化 (2) 認知症ケアに対するサービスの充実 (3) 認知症についての理解の促進
7. 介護保険事業の円滑な運営	(1) 介護保険制度の適正運用 (2) 介護サービスの基盤整備の充実と質の向上 (3) 介護サービス利用者支援 (4) 介護サービス事業者支援

## 5. 基本施策

### (1) 高齢者の生きがいがづくり

高齢者が、自らが持つ知識や能力を活用して社会参加をしていくことは、高齢者の生きがいがづくりにもつながります。また、生きがいを持って生活することは、閉じこもりの防止にも大きな効果が期待できます。

生きがいがづくりの支援にあたっては、高齢者自らが主体的に生きがいを見つけ、社会参加意識を高めることが大切であるため、市はそのためのきっかけづくりを行うことを基本に、各種の情報提供や高齢者が交流できる機会や場の確保に努めます。

また、高齢者は地域で支えられる存在であるとともに、地域活動やボランティア活動などへの参加を通じて、地域を支える存在となることもできるため、これらの活動を支援するとともに、さまざまな活動団体のリーダーとなる人材の養成を図っていきます。

#### 【取り組みの方向】

- 高齢者の社会参加の促進

### (2) 高齢者の健康づくり

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らし続けるためには、できる限り要介護状態にならないようにするとともに、要介護状態となっても悪化を防ぐことが大切です。このため、健康づくり教室についての情報や、健康管理などセルフケアの重要性について普及・啓発に努めます。あわせて、生活習慣病予防と介護予防を推進するために、保健と福祉、介護が連携し、疾病や生活機能低下の早期発見とその改善のための事業やサービスの充実を図っていきます。

また、地域での自主的な介護予防の取り組みを促進するため、地域団体と連携し、地域の活動状況や社会資源などの情報把握に努めるとともに、健康づくりに関する知識や具体的な取り組み方法の普及、活動の担い手となる人材の発掘や育成に取り組めます。

#### 【取り組みの方向】

- 生活習慣病の予防と介護予防の推進
- 地域における自主的な介護予防の取り組みの推進



### (3) 在宅生活支援

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように、必要に応じて介護サービスやその他の福祉サービスを提供するとともに、切れ目なくサービスを提供できるように、医療と介護の連携を図ります。

また、高齢者の多様なニーズへの対応に向けて、公的なサービス以外のいわゆるインフォーマルサービスについても、必要に応じて適切な利用ができるように、情報収集を行うとともに、情報提供、相談窓口の周知に努めます。

安心して住むことができる住まいの確保に向けては、住宅施策担当部局とも連携し、高齢者向け住宅の供給支援や情報提供を行います。

#### 【取り組みの方向】

- 多様な生活支援サービスの推進
- 医療と介護の連携強化
- 安心して住むことができる住まいの充実

### (4) 地域における見守りネットワークと相談体制の充実

一人ひとりの高齢者が安心して生活し、生活の不安や孤立感を少しでも緩和するため、小地域ネットワーク活動をはじめとする各地域で展開されてきた見守り活動を基本に、市や地域包括支援センター、地域団体、関係機関等がさらなる連携を進め、総合的な見守り体制の充実を図ります。

また、高齢者とその家族が必要とする情報を得ることができるように、関係機関と連携し、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。

災害時における高齢者支援体制の充実に向けては、防災担当部局や地域団体との連携のもと、個人情報の保護に十分配慮しつつ支援対象者に関する情報の共有を図り、災害発生時の安否確認を迅速に行うとともに、避難誘導や救助活動に確実につなげていけるようにします。

#### 【取り組みの方向】

- 地域における見守り体制の強化
- 災害時における高齢者支援体制の充実
- 地域包括支援センターの機能の充実
- 地域ケア会議の充実

## (5) 高齢者の権利擁護

高齢者自らの意思・希望を尊重し、権利を擁護するため、制度の周知・啓発、相談窓口の周知、相談対応の機能強化を行います。

地域の見守り活動の中でも細かく目を配ることにより、高齢者の消費者被害や虐待等の早期発見・早期対応に努めます。

### 【取り組みの方向】

- 高齢者の虐待防止に向けた取り組みの強化
- 権利擁護のための取り組みの充実
- 個人情報の適切な利用

## (6) 認知症対策の充実

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするためには、認知症に対する適切な医療や介護サービスを受けることができるなど、認知症の人の生活を取り巻く環境が重要となります。認知症の人をどのように支えていくのか、それは本人と家族だけの問題でも、高齢世代だけの問題でもなく、地域全体で支えていくという考え方が大切です。

認知症の人が安心して暮らすことができる環境づくりを行っていくために、まずは、早期発見・早期対応に向けて、行政と関係機関の連携の強化を図り、気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、医療や介護サービス等の認知症ケアに対するサービスの充実を図ります。さらに、地域でのサポート体制の充実に向けて、地域住民や関係機関、そして、認知症の人と接する機会も想定される事業者や商業者の人々も対象に、認知症についての正しい理解を深めるための啓発を行っていきます。

### 【取り組みの方向】

- 相談窓口の充実と専門機関との連携強化
- 認知症ケアに対するサービスの充実
- 認知症についての理解の促進

## (7) 介護保険事業の円滑な運営

要介護状態等となった人が必要なケアや支援を受けることができるよう、また、要介護状態の軽減や悪化の防止を図ることができるよう、制度に関する情報提供や相談体制の充実をはじめ、介護サービス利用者が安心して介護サービスを利用することができる環境整備が重要です。

そのためには介護サービス事業者支援などを行うことにより、事業者間や地域・行政・関係機関のネットワーク体制を推進するなど、介護サービスの質の向上を図ることが不可欠です。また、介護給付の適正化に取り組み、利用者に対する適切な介護サービスを確保することで、制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営を行うことが必要です。

これからも、介護を必要とする人が住み慣れた地域で尊厳をもって自立した生活を営むことができるよう、適正な介護保険制度の運営に努めます。

### 【取り組みの方向】

- 介護保険制度の適正運用
- 介護サービスの基盤整備の充実と質の向上
- 介護サービス利用者支援
- 介護サービス事業者支援

